

令和7年9月25日(木)



飯山市農業委員會議事録

令和7年9月

農業委員會議事録

飯山市農業委員會



日 時 令和7年9月25日(木) 午後1時30分 開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 3番 高澤 富士子 委員
議席番号 8番 望月 晃一 委員

| | |
|--------|------------------------------------|
| 農地議案審議 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について |
| | 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請について |
| | 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について |
| | 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて |
| | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |



別 紙

| 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|----|------|-------|----------------------|----|
| 欠席 | 1 | 飛澤正志 | 飯山市大字飯山 2566 番地 1 | |
| 欠席 | 2 | 大口昂帝 | 飯山市大字南町 17 番地 3 | |
| 出席 | 3 | 高澤富士子 | 飯山市大字飯山 11492 番地 224 | |
| 出席 | 4 | 松澤孝 | 飯山市大字静間 1744 番地 | |
| 出席 | 5 | 武田一清 | 飯山市大字蓮 3378 番地 | |
| 出席 | 6 | 岡田忠治 | 飯山市大字其綿 406 番地 | |
| 出席 | 7 | 西條亀美夫 | 飯山市大字天神堂 196 番地 | |
| 出席 | 8 | 望月晃一 | 飯山市大字瑞穂豊 609 番地 | |
| 出席 | 9 | 藤本英喜 | 飯山市大字瑞穂 579 番地 1 | |
| 出席 | 10 | 清水敏明 | 飯山市大字旭 734 番地 1 | |
| 出席 | 11 | 小嶋清子 | 飯山市大字旭 6181 番地 | |
| 出席 | 12 | 清水勝 | 飯山市大字旭 4873 番地 | |
| 出席 | 13 | 春日孝利 | 飯山市大字緑 1358 番地 | |
| 出席 | 14 | 嶋津正道 | 飯山市大字緑 1334 番地 3 | |
| 出席 | 15 | 沼田浩子 | 飯山市大字照里 437 番地 | |
| 出席 | 16 | 石田慶子 | 飯山市大字照里 954 番地 1 | |
| 出席 | 17 | 福澤千鶴 | 飯山市大字常盤 554 番地 | |
| 出席 | 18 | 足立久子 | 飯山市大字常盤 5657 番地 1 | |
| 出席 | 19 | 小林嘉之 | 飯山市大字常郷 2996 番地 | |
| 出席 | 20 | 金崎恵 | 飯山市大字豊田 803 番地 | |
| 出席 | 21 | 廣川順一 | 飯山市大字照岡 649 番地の 2 | |
| 出席 | 22 | 市村孝 | 飯山市大字一山 2888 番地 1 | |



| | |
|------|---|
| 事務局長 | お疲れ様でございます。ただいまより9月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしくお願ひします。 |
| 会長 | <p>皆様お忙しいところありがとうございます。今日15時ころまでは稻刈りができるかどうかなんて思っていたら、昼に雨が降ってきてしまいちょっと残念です。稻刈りも進みまして、私の地区の方も半分ぐらいでしょうか、稻が刈られております。昨年は倒伏して皆さん手こずっていますが、今年は何となく順調に刈られている様子が見て取れます。先日の県の農政部との懇談会ですが、飯山市として出した質問に関しては、プリントをいただいたように答えが返ってきております。またその中で意見がございましたら、今回どこの部署でこの回答をしたのかというところまで詳しく内線まで出でていますので、直接お話いただいてもいいのかなと思っております。今まで内線まで出でなかつたんですけど、今年は気合が入っているなと思いました。地域計画なんですが、昨年以降の米の高騰によりまして、農政の方もだいぶ変わってくるだろうとそういうお話もありました。地域計画において、なかなか前へ進んでいかない計画というものがあるので、そこに対しては全力でサポートしていくと、一番皆さんを取り組まなきやいけないのは、作りやすい農地の確保だということでありまして、その農地の確保に関しては、やはり整備、農地整備というのがついて回ってくるということで、今のままではちょっと条件が厳しくて使える支援がないっていうのが実情なんですが、そこら辺もこれから変わってくるだろうというようなお話もいただきましたので、地元負担ゼロというような補助・支援っていうものが増えてくるのではないだろうかというような雰囲気でした。新規就農者に関しては、こちらもいろいろ回答の中にもありました。力を入れていくところであるということをお話いただきしておりますが、それぞれの問題に向かって各委員会でも努力していただきたいというようなお話もございました。今日私出掛けにこれを持ってきたんですけどね、この全国農業新聞に、就農希望者、新規就農というよりも就農希望者を職員に採用するというようなお話があって、私はこの見出しを見てびっくりしたんですけど、こんなことをやっているところもあるんだってちょっと驚きでしたので、ぜひ皆さんこの記事を読んでいただきたいと思います。やはり新規就農者を全力でサポートしていかないと地域の農業が守れない、農地が守れないという現状にありますので、皆さんで農業を担っていただく人材を大事に育てていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p> |



| | |
|-----|--|
| 議長 | 事務局より欠席委員の報告をお願いします。 |
| 事務局 | 1番 飛沢委員、2番 大口委員 です。 |
| 議長 | 議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会議事録規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させて頂きます。 議席番号3番 高澤委員、8番 望月委員にお願いいたします。 |
| 議長 | それでは、農地議案審議に入ります。 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 |
| 事務局 | 今月の農地法第3条の許可申請は9件です。 議案第1号について、受付番号31番～39番は所有権移転に関する件になります。 |
| 事務局 | 【 所有権移転 受付番号31番～39番 議案書をもとに朗読と説明 】 |
| 事務局 | ご審議お願いします。 |
| 議長 | ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願いします。31番の補足説明をお願いします。 |
| 8番 | 今回の申請地は広大なブルーベリー畠になっていて、譲渡人の△△さんからは大変だと聞いていました。譲受人の○○さんも若者住宅に住んでいますが瑞穂の人なので、事業計画にブルーベリーと書いてありますし多分問題ないと思います。 |
| 議長 | 32番の補足説明をお願いします。 |
| 17番 | 譲受人の○○さんとお会いしてお話を聞いてきました。○○さんはお勤めされているんですが、田んぼがありますので普段から耕作しています。今回どうしても田んぼに行くには、その通路がないと不便ということで、分筆して購入したということです。手前が宅地になっていて、そこも合わせて分筆して通路として使わせてもらうということです。問題はないと思います。 |
| 議長 | 33番・34番の補足説明をお願いします。 |



| | |
|-----|--|
| 15番 | 譲受人の〇〇さんは自分で所有している農地もあります。34番の面積は多いんですけど、譲渡人の△△さんは農地を維持管理するのにお金がかかるということで、今回譲受人の〇〇さんが買ってくれるということで売りたいというお話です。33番の申請地と34番の申請地はつながっていて、33番の申請地はここ一帯の入口になりますので、こちらを購入することで一帯の畑を耕作できます。譲受人の〇〇さんは会社を経営していますが、会社の方は息子さんがやっているので、自分の空いた時間に農業をやりたいと話していました。機械は持っています。現地は以前住宅が建っていたので、石がたくさんゴロゴロしているそうで、今、石を取り除いて良い畑になるように作業しているそうです。譲受人の〇〇さんは76歳ですが、地域の農地が荒れていくのはしのびないということを思っている方だと話を聞いて感じました。しっかり耕作していただけると思います。販売用ではなく自家用の野菜を作つて、残りは花などを作りたいと話していました。 |
| 議長 | 35番の補足説明をお願いします。 |
| 22番 | 35番譲渡人の△△さんは令和3年に引っ越されて、その後住宅も壊して更地になっていました。譲受人の〇〇さんがその宅地を譲ってほしいという話から、譲渡人の△△さんが農地も全部引き取つてもらえないかという話があったそうです。譲受人の〇〇さんはこちらの地域で一番の農業者であり畑中心にやっているので、畑については自分で耕作をする予定だと聞いているんですが、最初に話しが合つた通り、水田もあるんですがその水田については、譲渡人の△△さんが他の方に貸していたということもあるので、それもこの後、譲受人の〇〇さんが貸借していきたいとのことです。譲受人は地域で一番の農業者なので問題はないと思います。 |
| 議長 | 36番の補足説明をお願いします。 |
| 21番 | 譲受人の〇〇さんは、現在農業関係の会社を経営されています。譲渡人△△さんが土地を売りたいという話があり、譲受人の〇〇さんが買うことになりました。今耕作している人が今後も耕作してくれるかもしれないという話ですが、〇〇さんは80歳を過ぎていますし、農機具は持っていますが、ゆくゆくは息子さんが継いでいくのかなという話をお聞きしました。問題ないと思います。 |
| 議長 | 37番の補足説明をお願いします。 |
| 4番 | 既に2年ぐらい前から売りに出ていた土地です。この申請地ですが、農地法第5条の13番の申請地と繋がっている土地です。今まで草だらけで茂っていました。譲受人の〇〇さんは野沢温泉村の人でして、ちょっと距 |



| | |
|-----|--|
| 4番 | 離が遠いので心配だったんですけども、整地をしてコンテナを置くということで、同時に管理をしていただくということであれば、今よりもかえつてキレイな管理ができるんじゃないかなと思います。特に問題はないと考えます。 |
| 議長 | 3 8番の補足説明をお願いします。 |
| 15番 | 何年か前に譲渡人の△△さんが、住宅と隣にある農地を購入しました。ゲストハウスか何かをやりたいというお話だったんですけども、今回譲受人の○○さんに売るという話です。譲受人の○○さんは飯山市に来るつもりで7月に転入届が出されているそうです。自宅に行ったらお留守で、住んでいないような感じだったのでお電話で話を聞きしました。そしたら今広島にいるというお話をされていました。広島でも農業をやっていて、農機具など一式あるそうです。農業委員会ともやり取りの経験もあるし、そちらに行ったらちょっと野沢菜を作りたいとお話をされておりました。いずれにしろ畠は荒らさないでしっかり管理するよというお話でした。譲受人の○○さんが農業されるかどうかは、農業されると思うって確信を持って私は言えないんですけど、ただ10月中旬には引っ越してきて、農業をやっていく、農地を荒らさないということをしっかりと、電話口ではお約束いただいております。 |
| 議長 | 3 9番の補足説明をお願いします。 |
| 22番 | 申請地は地図のよう、家の東側の1畝くらいで家に付いていて便利ではないかと思います。現地を見ますと、草が刈ってありキウイフルーツも植えてあったりして、以前から管理されていまして、譲受人の○○さんも営農計画のとおり野菜を作りたいということですので、問題はないと思います。 |
| 議長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんには何かご意見ございますか。 |
| 議長 | それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。 |
| 議長 | 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 |



| | |
|-----|---|
| 事務局 | 【受付番号5番 議案書をもとに朗読と説明】 |
| 議長 | 5番補足説明をお願いします。 |
| 16番 | 事務局の説明のとおりです。 |
| 議長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんには何かご意見ございますか。 |
| | (意見なし) |
| 議長 | それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県の方へ報告をします。 |
| 議長 | 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【受付番号11番～14番 議案書をもとに朗読と説明】 |
| 議長 | 11番の補足説明をお願いします。 |
| 4番 | こちらも既に何年か前から売りにされている土地です。農地で草だらけの状態になっています。譲渡人の△△さんは体が不自由で、農業ができないので他の農地も人に貸したりしています。周囲も住宅化されてきている一つですので特に問題はないと思います。 |
| 議長 | 12番の補足説明をお願いします。 |
| 8番 | 農地法第3条のNo.31と重複しますが、周囲もブルーベリー畑に囲まれて本当に大変だなと思うんですけど、若いので期待しています。 |
| 議長 | 13番の補足説明をお願いします。 |
| 4番 | 農地法第3条のNo.37の隣の土地です。国道沿いの場所ですし、コンテナを置いて流通業務の中継点にしたいということですので、特に問題はないと思います。 |



| | |
|-----|---|
| 議長 | コンテナがたくさん積み重なっている写真があつたんですが、この中には何を入れるんでしょうか。食料品関係で、そこに入れていて大丈夫なものがあるのかなと疑問に感じましたので。 |
| 議長 | 14番の補足説明をお願いします。 |
| 4番 | 譲渡人の△△さんは理容店を経営されていて農業はやっていません。これも何年か前から売りにでていたんですが、代証人さんが私のところへ来てくれて、譲受人の○○さんの話を聞きました。一応定住するという話が代証人さんからもされておりました。非常に急勾配の段々のところですので、人が借りて耕作するという状況ではないというようなこと、上と下に住宅があるということの中で、一段の農地というふうにはちょっと言いにくい地形かなと思います。永住すると話しているようですので仕方ないですね。 |
| 事務局 | 申請者からは、別荘や民泊ではなく自分の居住地として買いたいと話を伺っています。聞いたところによるとご夫婦ともにオーストラリア人のため日本語ができないそうです。今仕事はシンガポールに会社があって、金融関係のことをやりながら世界中を飛び回っているということで、日本では松本市の方に縁があって松本の設計士さんが入っていて、申請書では住宅となっています。 |
| 議長 | 永住すると言っているので、見守るしかないかなと感じます。法的にはダメとは言えませんので、見守るしかないと思います。 |
| 議長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 |
| | (意見なし) |
| 議長 | それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 |
| 議長 | 次に議案第4号「農用地利用集積等促進計画（貸借）への意見について」事務局より説明をお願いします。 |



| | |
|-----|---|
| 事務局 | 【 貸借 (中間管理) 受付番号 235番～448番 議案書をもとに朗読と説明】 |
| 事務局 | 農用地利用集積等促進計画における農業者情報共有について、認定農業者以外の農業者の報告を地区の委員さんよりお願いします。 |
| 8番 | Aさんは大阪出身で、Iターンで北原地区にきました。最近はアスパラもやりだして、2ヘクタールは長ネギを植えていて、20アールをこれからアスパラをやっていくということです。年間150日間は短いんじゃないかと質問しましたら、いやそうじゃないこれは一番初めの計画書に書いたのであって、4月から12月まで年間250日ぐらいは従事しているということです。Aさんは純粹に農業をやりたいと思って飯山にきました。別に北原地区が好きとか飯山が好きとかそういうことで来た人ではないです。純粹に農業をやりたい人です。Aさんから聞いたんですが、なぜなのかわからなけれど、Aさんは畑に不法投棄をされているそうです。私も柏尾峰に畑があるんですけど、話を聞いたところ普通不法投棄だったら坂とか辺鄙なところだと思うんだけど、Aさんのほ場に投棄されているそうです。山菜獲りにきた人のゴミなどではなくて、粗大ゴミらしいんですよ。だからAさんは大変だなと思います。本当にAさんは農業をやるにはいいんですよ。農業を集中的にできるんだったらいいんですけど、関係ないところすごい負担がかかってくるのはすごく大変だと思いました。Aさんは農業をちゃんとやっている人間だとつくづく思ったんですけど、やっぱり周りの住環境は考えていかなきや駄目です、本当に。特にIターンできた人。一番理想的なのは、飯山のファンとか瑞穂地区のファンになった人が来てくれて農業をしてくれるのが理想的なんだけど、そういう人ばかりじゃないってこともあるので、やっぱりそれは大変だなと思いました。 |
| 議長 | また新規就農者の受け入れ体制やその地域の課題は、また次の機会にセッションすることにしましょう。 |
| 6番 | Bさんは、松本から夫婦で引っ越してきて、研修センターで1年間研修して今年で3年目になります。住所は木島の吉地区なんんですけど、ほ場はほとんど常盤です。木島地区では一部借りてはいますけど、ほとんど常盤の方で白ナスを作っています。白ナスを確か7500、その規模の路地で言つたらおそらく全国トップかもしれません、3年目にして。去年から3倍にしたんですね。実際今年3年目だけど、おそらく売上高1000万円超えます。大体の新規就農の人たちに言っているんですが、3年までに1000万円いけば波にのれるよと。そこから1500万2000万に持っていくことはそんなに難しいことじゃないです。Bさん夫婦とあと奥さんのお兄さんが飯山に来てくれて、奥さんの両親も飯山に来てお子さんの面倒見ていて、仕事がちゃんとできるような環境作りをやっているからです。今後木島の方 |



| | |
|-----|--|
| 6番 | でやりたいというので、地域計画の位置づけには木島ってことも入ってくると思います。今後こういう若手の30代の農業者には、手取り足取りいろいろ話を聞いたりしてやっていこうと思っています。 |
| 議長 | 農地を中心にして、親戚縁者じゃないけどフォローしてくれる方が集まっているということですかね。奥さんの両親とか手助けしてくれるような方が来ているという感じでしょうか。 確かに水辺ステーションで畠が潰れるんですよね。代替としてありますよね。 |
| 事務局 | 水辺ステーションの関係で確かに潰れる農地はあるんですが、河川事務所の方が代替地を渡してくれるわけではないです。それは結局農業委員会、農業政策課を含めて、どこかにいい場所を探したりもっと大規模に潰れる人もいて、まだ全てが解決しているわけではないです。 |
| 議長 | Bさんも畠を探しているということですか。 |
| 事務局 | 木島の安田地区のあたりでも探しています。元々は木島ではなくて違う所で就農するという話でスタートしていたんですけど、急遽木島で住んだということもあったりして、ちょっとまだ農地が1ヶ所に集まっているという状況ではないんです。 |
| 議長 | 最初にうちに来て、それこそ冬の間働く場所がないからと言って、二人でキノコをやっていたんです。キノコを手伝っていました。だから奥さんも存じ上げているんですけど、Bさんは頑張っていると思いますし、常盤の担い手の1メンバーにもなっています。 |
| 16番 | Cさんは名古屋から野沢温泉で旅館業を5年ほどしていたんですけども、そこで食べた飯山市で作っているアスパラと里芋の味がものすごく良くて、これから何しようって考えたときに農業だと思ったらしくて、農業を始めたそうです。研修に行ったときには、キュウリが一番反別の周期がいいということで、キュウリを3畝ほど作ったんですが、ものすごい病害が出て、キュウリとアスパラという作物が1人でやっているものですからなかなか手が回らないので、アスパラと里芋はどうしても作りたい。でも里芋の方は種芋がよく手配できなかつたんだけど来年は頑張るっていうことで、1人でやっているから手が回らないので、また考えたいということです。今は土地を広げるのではなく、借りた土地を有効に使って頑張ってやりたいということです。 |
| 6番 | 3畝ですよね。それで手が回らなかったということですが。 |



| | |
|-----|--|
| 16番 | 病気が出てしまって、キュウリとアスパラは時期が重なる時があるのでキュウリはどうしようかなと話していました。消毒がうまくできていないから病気になったと言っていました。里芋はどうしても作りたいそうです。 |
| 6番 | 里芋とキュウリとアスパラ少しでは、生活はできないですよ。 |
| 16番 | トラクターを中古で買ったら思ったよりも高くて、他の農機具は安く買えたみたいですが。作物のことなど相談に乗ってくださいと話していました。 |
| 議長 | やる気はあるということですね。今後もフォローをお願いします。 |
| 14番 | Dさんは、生まれも育ちも外様です。高校卒業した後に、花栽培の会社で花卉栽培の修行をして、その後8年くらい前に自宅で倉庫と作業場などを作って始めました。最初の頃は花を作っていたんですが、最近ズッキーニを始めまして畑を借りて作っています。それで私も畑を持っていましてちょっと手がまわらなくて、長峰にある畑をそこでDさんがズッキーニを作りたいということで、私の畑も合わせて3反くらい来年からズッキーニを作付けしたいということです。それに合わせてDさんの母親が食堂を経営しているんですが、そちらの方の野菜などもDさんが作った野菜を提供しているというような状況です。地域の中でも若い農業者なので、これからもどんどん頑張って農地を拡大していってもらいたいなと思います。 |
| 議長 | 情報共有ということでお話をいただきました。見守っていただいて相談についていただくということです。若い方ですので経営が上向きになってきたら農業者年金の話もしてください。個人で農業をやることになると将来のために農業者年金は必要となってくると思いますので、勧誘のほうも合わせてお願いします。 |
| 議長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 |
| | (意見なし) |
| 議長 | それでは採決にはいります。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（貸借）への意見について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。 |



| | |
|-----|---|
| 議長 | 議案第5号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について」事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【 所有権移転（中間管理）受付番号 7番～8番 議案書をもとに朗読と説明】 |
| 議長 | 7、8番の補足説明をお願いします。 |
| 22番 | 譲受人〇〇さんのお父さんが譲渡人△△さんからその農地をずっと借りてアスパラを作っていました。今回売買の話しが整ったということで、今まで貸借で作っていたんですが、譲受人〇〇さんのお父さんと譲渡人△△さんの合意解約が成立しまして、今度は譲受人〇〇さんが今おっしゃった通り認定農業者であり、地域計画に登録されているということで、譲受人〇〇さんが購入するということです。譲受人〇〇さん本人に話を聞きますと、現地を見させてもらったら今はアスパラが植えてあって営農を拡大していきたいということなので、年齢も若いですし期待されていますので問題はないと思います。 |
| 議長 | ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんには何かご意見ございますか。 |
| | (意見なし) |
| 議長 | それでは採決にはいります。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。 |
| 議長 | 次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」 報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 は、報告事項ですので、お読みいただきて何か質問があればお願いします。 それでは、農地議案審議を終了といたします。 |

令和7年9月25日(木)



飯山市農業委員会議事録

以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長 沼田 浩子

3番 高澤 富士子

8番 望月 晃一